

## 資料3の(5)

### 休学中・留学中・転籍の生徒の扱い及び 外国人学校(中学)卒業生徒の扱いについて

全国高等学校総合体育大会開催基準要項の大会参加資格(1)「在籍」及び(6)の「転校」について

全国高等学校総合体育大会開催基準要項「12」大会参加資格(1)は「選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること」とされているところ、休学中又は海外留学中の生徒が本大会のために復学し又は帰国した場合に参加資格を認めるべきか否か、又、(6)は「転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。」と定めているところ、同一高校の全日制と定時制又は通信制とは混成を認めないこととしているので、「転校」の解釈に誤解を生じさせないようにする必要がある。

- 1 まず、「在籍」についてであるが、「在籍」を大会参加資格要件としたのは、全国高校総体が「当該校における教育課程に沿って学習している生徒の健全な発達を図る」ことを目的としていることからであり、休学又は海外留学により当該校の教育課程の下にいないものは、当該校の教育の一環としての本大会には、参加資格を有しないと考えるべきであろう。

そして、「在籍」すべき基準時は、本大会の県予選の申込時から本大会の終了時までであるが、当該生徒の学習環境又は生活環境の変化のためやむを得ない場合には、本大会の終了前に休学又は海外留学することも許されるべきであろう。

但し、休学又は海外留学する場合には、その時点以降出場資格を喪失すると解すべきである。

- 2 次に「転校」についてであるが、同一高校における全日制と定時

制又は通信制との間で混成を認めない代わりに、それぞれが単一チームとして出場することが認められているので、ここでいう「転校」には「転籍」を含むと解すべきである。

なお、「外国人留学生もこれに準ずる」と規定しているのは、外国人留学生の場合、全日制から定時制への転籍を、全日制への留学を解消した上で定時制へ再留学と捉えることも可能であるため、日本人学生と同様に取り扱う旨明記したものである。

- 3 上記 1、2 に関連して、日本国内にある外国人学校を卒業し、日本の高等学校に入学した生徒の参加資格について、必ずしも見解が統一されていないため、明確にする必要がある。日本国内の中学校に在籍した外国人学生は、同中学校を卒業して日本国内の高等学校に進学した場合には留学生でなく日本人生徒と同様に取り扱われていることから、日本国内の外国人学校を卒業して日本の高等学校に進学した外国人生徒も、日本人生徒と同様に取り扱うものとする。

平成 24 年 3 月 16 日 理事会決定